

あなたも行田市の登録手話通訳者になりませんか

聴覚・音声または言語機能に障害のある方に対して、手話通訳を行う登録通訳者の選考試験を実施します。登録後は、派遣申請に基づき手話通訳業務を依頼します。

- ▶試験日時 3月9日(日)午前9時30分～正午
- ▶場 所 総合福祉会館「やすらぎの里」
- ▶受験資格 平成26年4月1日現在、満20歳以上の方(学生を除く)
- ▶試験内容

筆記	①行田市の福祉に関する知識	50分
	②聴覚障害者に関する知識	
	③障害者福祉に関する知識	
	④手話通訳に関する知識	
聞き取り	手話表現 2問	5分
読み取り	口 述 2問	5分
面接	—	10分

※手話通訳士の資格を有する方、全国统一試験または埼玉県の手話通訳者認定試験に合格している方は面接のみ行います。

- ▶申し込み 2月3日(月)から福祉課と行田市社会福祉協議会で配布する所定の申込用紙に必要事項を記入し、選考試験実施要領を参照の上、2月28日(金)(必着)までに提出してください。※選考試験実施要領と申込書の配布は土・日曜日、祝日を除きます。
- ▶問い合わせ 同課障害福祉担当(内線266)または同協議会 ☎557-5400

燃やせるごみの直接搬入を一時中止します

小針クリーンセンターでは、2月24日(月)から3月7日(金)まで、焼却施設の補修を予定しています。この期間は燃やせるごみの直接搬入はできませんので、ご注意ください。

- ▶問い合わせ 彩北広域清掃組合 ☎559-3641

下水道受益者負担金の新負担区(第8負担区)を設定しました

市では、生活環境の向上を図るため下水道工事を行っており、藤原町、大字若小玉の一部を第8負担区として設定しました。平成26年度以降、第8負担区区域内の工事が終了し、汚水処理が可能となった区域から順次、土地所有者や権利者の皆さんに「下水道事業受益者負担金」を納めていただくことになります。

この受益者負担金は、土地の面積に応じて算出した金額を下水道供用開始時に負担していただくものです。公共下水道事業の建設費は、市から支出する事業費の他、国の補助金と下水道整備によって利益を受ける方からの受益者負担金で賄われていますので、ご理解ご協力をお願いします。

第8負担区負担金単価 350円/㎡



- ▶問い合わせ 下水道課業務担当 ☎564-0303 (前谷1-1・水道庁舎内)

不用品情報

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。登録品は無料で登録期間は3カ月です。なお、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際に、写真の提供をお願いします。写真を提供していただける方は、ご連絡ください。

さしあげます

- ▷テレビ台 ▷学習机(椅子付き) ▷ハロゲンヒーター
- ▷電気グリル ▷こたつ天板(2枚) ▷アウトドアテーブル
- ▷腹筋用健康器具 ▷座椅子 ▷冷氣扇 ▷犬用ゲージ
- ▷電話台 ▷エレクトーン

やぎってください

- ▷ベビーベッド ▷チャイルドシート ▷デジタル一眼レフカメラ
- ▷耕運機(家庭用) ▷製麺機(家庭用) ▷電子レンジ
- ▷炊飯器 ▷洗濯機 ▷冷凍庫 ▷オープンレンジ ▷ミシン
- ▷除湿機 ▷石油ストーブ ▷トランペット ▷キャビネット(鍵付き)
- ▷大人用自転車 ▷大人用自転車(折り畳み式) ▷ソファベッド ▷石油ファンヒーター

▼問い合わせ FAX 553-0792 環境課環境業務担当 ☎556-1

北彩タウン情報

♪でかけませんか となりまち

羽生市

「キャッセ春休み子どもまつり」にお出掛けを

- ▶日時 3月23日(日)午前10時～午後4時
- ▶場所 キャッセ羽生(羽生市三田ヶ谷1725)
- ▶内容 子どもでも楽しく「餅つき体験」ができ、おいしい草餅が食べられます。また、犬、ウサギ、トンボなどのバルーンアートのプレゼントなど、イベントが盛りだくさん。羽生市のゆるキャラも登場します。
- ▶問い合わせ
キャッセ羽生 ☎565-5255

加須市

イチゴ狩り体験

- ▶日時 2月5日(水)～4月30日(水)午前9時～午後3時(月曜日を除く)※月曜日が祝日の場合は、その翌日が休館
- ▶場所 北川辺ライスパーク(加須市麦倉454)
- ▶費用 3パック(約1キログラム)まで1,200円
- ▶その他 都合により収穫できない場合がありますので、事前に問い合わせください。
- ▶申し込み・問い合わせ
北川辺ライスパーク ☎0280-62-4349

市税などの臨時徴収員を募集します

- ▶採用日 4月1日(火)(予定)
- ▶勤務時間 午前8時30分～午後5時(原則)
- ▶業務内容 市税、国民健康保険税などの徴収業務
- ▶募集人数 1人
- ▶賃金 【基本給】月額60,000円
【能率給】徴収金額の3.2パーセント相当額
- ▶選考方法 書類選考の上、面接日時を連絡
- ▶採用条件 ・普通自動車免許証および自家用自動車を所有していること(自家用自動車での徴収業務のため)
・簡単なパソコン操作ができること
- ▶申し込み 市販の履歴書(写真貼付)に必要な事項を記入の上、2月28日(金)までに収納課へ持参してください。
- ▶問い合わせ 同課収納担当(内線237)

シルバー人材センターからのお知らせ

- お気軽にご相談ください。こんなお仕事をお受けしています
- 刃物研ぎ、植木の剪定、屋内外の清掃、ふすま・障子・網戸の張り替え、草取りや草刈り作業、簡単な大工仕事、毛筆筆耕、宛名書き、各種受け付け、その他軽作業など
- シルバー人材センターで働いてみませんか
- 健康で働く意欲のある60歳以上の方なら入会できます。
- ▶入会説明会 毎月第1・3木曜日午前10時からシルバー人材センター(旭町13-24)で行っています。
 - ▶問い合わせ 同センター ☎556-5221



くらしの110番

美容医療の施術、契約の前によく考えて！

【事例1】美容外科のホームページに数十万円でしわ取りができるという広告があり、口周りのしわが気になっていたので、説明を聞きに行った。カウンセラーの女性がいろいろ説明してくれたが、料金表の2百万円のところを示し「あなたはこれです」と言われた。

広告より高額なので不審に思ったが、今、会員になれば半額になると言われ契約し、勧められるまま当日手術を受けた。術後、しわがとれてツルツルになったが、1週間くらいで元に戻ってしまった。効果のない高額な手術費用に納得できない。

【事例2】顔がほっそりするという効果に期待して、美容クリニックに出向き注射を打つことにした。なお、1回8万円で3回分の契約をすれば、効果がなかった場合に4回目が無料になるコースを契約した。1回目の施術後、顔がこわばる、食事がうまく取れなくなるなどの症状が出たので、これ以上の注射をやめたいと思った。解約したいので、未施術の2回分の代金を返金してほしいと言ったが断られた。

美容医療サービス(二重まぶた手術、しわ・しみ取りなどの美容を目的とした自由診療)の勧誘・契約・施術に関する深刻なトラブルにご注意ください。低料金や割り引きを強調した広告を見

て、カウンセリングを受けようと美容外科に行ったらと、高額な施術や即日施術を勧められる例が見られます。

美容医療は医療行為であるにもかかわらず、十分な説明がされていないケースや、施術後、予想外の腫れや痛みに悩まされるケースが発生しています。また、効果がないと感じられるケースも発生しています。

次のアドバイスを参考にしてトラブルを防ぎましょう。

【消費者へのアドバイス】

・消費者が選択できる医療なので、施術を受けるかどうかや医療機関、医師の選択については、さまざまな情報を収集して判断しましょう。

・美容医療は経済的負担が大きく、身体的負担やリスクがあることを念頭に、本当に自分に必要かどうかよく考えましょう。

・契約内容、解約方法、費用総額、施術内容、リスクを医師や医療機関によく確認し、その場での施術や契約を勧められても、いったん家に書類などを持ち帰り、他の医療機関のサービスや価格と比較して検討しましょう。

▼問い合わせ

行田市消費生活センター(市役所内・内線495) または埼玉県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999